

# 小山工業高等専門学校教育高度化センター運営委員会規程

制 定 令和8年3月11日

(趣旨)

第1条 この規程は、小山工業高等専門学校教育高度化センター規則（以下「規則」という）第7条の規定に基づき、小山工業高等専門学校教育高度化センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置き、委員会に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 教育高度化センター長
- 二 教育高度化センター副センター長
- 三 副部門長
- 四 事務部長
- 五 総務課長
- 六 学生課長
- 七 その他教育高度化センター長が必要と認めた部門員

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、小山工業高等専門学校教育高度化センター長（以下「センター長」という。）をもって充てる。

(審議事項)

第4条 委員会は、規則第2条1号から5号に掲げる業務に関する事項を審議する。

(会議)

第5条 委員会は、センター長が招集し、その議長となる。

第6条 委員会は、必要に応じ委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、学生課と総務課が協力して処理する。

附 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。